

- 水利施設管理強化事業実施要領（令和3年3月29日付け2農振第3535号農林水産省農村振興局長通知）一部改正新旧対照表（案）
（下線部分は改正部分）

改正後	現 行
<p>別紙2 支援金の算定方法</p> <p>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</p> <p>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－<u>指標となるエネルギー料金</u>－従来補助金額</p> <p><u>指標となるエネルギー料金</u>=当年度のエネルギー料金÷高騰率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当年度のエネルギー料金とは、次の<u>アからウ</u>までの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</p> <p><u>ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあっては、令和6年4月</u></p> <p><u>イ 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあっては、令和5年4月から令和6年3月</u>までの間</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>別紙2 支援金の算定方法</p> <p>(1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。</p> <p>支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7</p> <p>エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－<u>前年度のエネルギー料金</u>－従来補助金額</p> <p><u>前年度のエネルギー料金</u>=当年度のエネルギー料金÷高騰率</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 当年度のエネルギー料金とは、次の<u>ア又はイ</u>の期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。</p> <p>(新設)</p> <p><u>ア 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあっては、令和5年4月から令和5年12月</u>までの間</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

水利施設管理強化事業実施要領

	令和3年3月29日付け	2農振第3535号
	令和4年3月30日	3農振第2973号
	令和4年12月2日	4農振第2192号
	令和5年3月28日	4農振第2550号
	令和5年9月29日	5農振第1644号
最終改正	令和5年11月29日	5農振第1968号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合開発局長
北 海 道 知 事 } 殿

農村振興局長

事業の実施に関しては、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業の内容等

- 1 要綱第2の1の「一体不可分な国営附帯県営造成施設」は、国営土地改良事業の事業計画上の関連事業又は用水計画若しくは排水計画に位置付けられている都道府県営造成施設とする。
- 2 要綱第4の管理強化計画は別紙様式第1号によるものとし、要綱別表1のイの（1）から（4）までに該当する施設がある場合には、その事実が確認できる資料の写しを添付すること。なお、管理強化計画を提出する年度内に治水協定を締結等する見込みの施設については、締結等予定年月を記載し、締結等後速やかにその事実が確認できる資料の写しを提出すること。
- 3 要綱第5の省エネルギー化推進計画（以下「省エネ計画」という。）は、事業の採択を申請する年度において、別紙様式第2-1号又は第2-2号により翌年度からの3か年における農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減の取組を定めるものとする。要綱第2の3の（1）のイの施設を省エネ計画に位置付ける場合にあつては、当該施設の管理者の直近12か月の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料）及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であったことを証明する書類等を添付するものとする。
- 4 事業実施主体は、農業水利施設のエネルギー使用量のおおむね2割削減に向けた取組として、別紙1の省エネルギー化及びコスト削減の取組メニューのうち省エネルギー化の取組を1つ以上含む、原則2つ以上の取組を実施するものとする。

ただし、前年度までに既に2つ以上の取組を実施しており、これを継続する場合には、当年度以降に1つ以上の取組を新たに実施し又は前年度までに実施している取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

また、当年度以降に省エネルギー化のハード対策の取組のうちいずれか1つを新たに実施する場合は、当該取組のみを実施すればよいものとする。

5 支援金の算定方法は、別紙2のとおりとする。

第2 事業の申請

1 一般型

(1) 要綱第6の1の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-2号によるものとする。

(2) 要綱第6の1の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-3号によるものとする。

2 特別型

(1) 要綱第6の2の(1)の「流域治水推進計画」は、別紙様式第3-1号によるものとし、要綱第2の2の(1)から(3)までのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。

(2) 要綱第6の2の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-4号によるものとする。

(3) 要綱第6の2の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-5号によるものとする。

3 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第6の3の(1)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-6号によるものとする。

(2) 要綱第6の3の(2)の「事業採択申請書」は、別紙様式第3-7号によるものとする。

第3 事業の採択

1 要綱第7の都道府県知事に対する採択通知書は別紙様式第4-1号によるものとする。

2 要綱第7の市町村又は土地改良区等（土地改良区又は土地改良区連合をいう。以下同じ。）に対する通知は別紙様式第4-2号により行うものとする。

第4 計画の変更

1 一般型

(1) 要綱第8の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第5-1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第8の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第5-2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。

2 特別型

(1) 要綱第8の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第5-3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱

第8の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第5-4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

3 省エネルギー化推進型

(1) 要綱第8の3により「省エネ計画」を変更したときは、市町村又は土地改良区等は、別紙様式第5-5号により、都道府県知事に変更後の省エネ計画を提出するものとする。

(2) (1)の規定により市町村又は土地改良区等から変更後の省エネ計画の提出があったとき又は要綱第8の3により「省エネ計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第5-6号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

第5 事業の実績報告

要綱第10の1及び2の省エネルギー化推進型の実績報告は、令和6年度以降、毎取組年度終了後60日以内に、別紙様式第6-1号又は別紙様式第6-2号により報告するものとする。

第6 その他

本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。

附 則

この通知は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。
- 2 この通知による改正前の水利施設管理強化事業実施要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年3月28日から施行する。ただし、第6の改正規定については、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年9月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき実施する事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。

〇〇地区水利施設管理強化計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
関係市町村名		関係土地改良区名	
地区受益面積		受益農家戸数	
基本国営事業			

2. 地域概要

(1) 概況

--

(2) 地域農業の展開方向

--

(3) 地域の開発方向

--

(4) 土地改良施設の地域社会との関わり

--

3. 施設概要

(〇〇土地改良区) ※土地改良区ごとに記載

ア. ダム

施設名	堤高 (m)	総貯水量 (千 m^3)	設計洪水量 (m^3/s)	地域防災計画 等への位置付 けの有無	治水協定ダム

イ. 頭首工

施設名	堤長 (m)	設計洪水量 (m^3/s)	地域防災計画等への位置付 けの有無

ウ. 用水機場

施設名	揚程 (m)	用水量 (m^3/s)	地域防災計画等への位置付 けの有無

エ. 排水機場

施設名	総口径 (mm)	排水量 (m^3/s)	地域防災計画等への位置付 けの有無

オ. 樋門

施設名	通水量 (m^3/s)	地域防災計画等への位置付 けの有無

カ. 水路

施設名	延長 (m)	地域防災計画等への位置付け の有無

キ. その他施設

施設名	規模・構造	地域防災計画等への位置付け の有無

4. 事業費

(〇〇土地改良区) ※土地改良区ごとに記載

費目区分	単年想定事業費	備考
ア 多面的機能の発揮に対応した費用		
イ 治水協定ダムの洪水調節機能強化 等の発揮に対応した費用		
ウ その他		

省エネルギー化推進計画（諸油脂）

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名

2 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	施設区分	施設容量	当年度使用諸油脂量	当年度諸油脂費	交付済み又は交付予定補助金等	省エネルギー化・コスト削減対策	省エネルギー化	取組内容	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化				
									ROまで	RO	RO	RO	RO
施設管理者：○○（管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合：○%）													
			kL	千円									
			kL	千円									
			kL	千円									

注

- 1 当年度の使用諸油脂量及び諸油脂費が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の諸油脂量については、前年度の当該月の使用諸油脂量で代用することとする。その場合にあっては、前年度の実績使用諸油脂量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の諸油脂費については、支払済みの最新の月の単価に注2で代用する使用量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 直近12か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 6 諸油脂費の単価高騰以外の要因による料金高騰があった場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 7 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

注

- 1 当年度の使用電力量及び電力料が分かる資料等を添付すること。
- 2 使用量が確定していない月の使用電力量については、前年度の当該月の使用電力量で代用することとする。その場合にあつては、前年度の使用電力量が分かる資料等を添付すること。
- 3 支払額が確定していない月の電力料については、電力会社が公表している当該月の単価又は支払済みの最新の月の単価に注2により代用する電力量を乗じた金額で代用する。
- 4 交付済み又は交付予定補助金等の額が分かる資料等を添付すること。
- 5 直近12か月の管理に要する費用及び整備補修に要する費用に占める諸油脂費及び電力料の割合が分かる資料等を添付すること。
- 6 電力料の単価高騰以外の要因による料金高騰があつた場合は、その事実を証明する書類等を添付すること。
- 7 省エネルギー化及びコスト削減対策として、独自取組を実施する場合は、その取組の内容及び省エネルギー化又はコスト削減の効果が分かる資料等を添付すること。

流域治水推進計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	

2. 対象施設調書

ア. ダム

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	設計洪水量 (m ³ /s)	協定等の区分	対象施設を活用した 流域治水の取組内容

イ. 頭首工

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤長 (m)	取水量 (m ³ /s)	設計洪水量 (m ³ /s)	協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の 取組内容

ウ. 用水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	用水量 (m ³ /s)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

エ. 排水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	排水量 (m ³ /s)

設計洪水量 (m^3/s)	協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

オ. 樋門

施設名	所在地	水系名	河川名	通水量 (m^3/s)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

カ. 水路

施設名	所在地	水系名	河川名	延長 (m)	構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

キ. ため池

施設名	所在地	水系名	河川名	総貯水量 (千m^3)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

ク. その他施設

施設名	所在地	水系名	河川名	規模・構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

※協定等の区分については、要綱第2の2の(1)から(3)までのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等を記載すること。

3. 基礎的取組

取組内容	想定事業費	備考
計		

4. 追加的取組

取組内容	想定事業費	備考
計		

※対象となる施設ごとに記載すること。

別紙様式第3-2号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の1の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	土地改良区名	備考

別紙様式第3-3号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の1の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	事業実施主体名	土地改良区名	備考

別紙様式第3-4号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の2の（1）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第3-5号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の2の（2）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第3-6号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村又は土地改良区等の長

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の3の（1）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第3-7号

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

（北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

下記地区について、〇〇年度から水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第6の3の（2）に基づき、省エネルギー化推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

注 備考欄には、採択済みの事業型を記載する。

別紙様式第4-1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長
〔北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

<一般型の場合>

事業型	地区名	事業実施主体名	土地改良区名	事業費	備考

<特別型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第4-2号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

〇〇市町村長 殿

都道府県知事

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって申請のあつた下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

<一般型の場合>

事業型	地区名	土地改良区名	事業費	備考

<特別型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

<省エネルギー化推進型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第5-1号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の1により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）
※別紙様式第1号により、変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙様式第5-2号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（一般型）の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の1により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）
※別紙様式第1号により、変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙様式第5-3号

流域治水推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

〇〇市町村長

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の2により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）
※別紙様式第3-1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第5-4号

流域治水推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の2により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）
※別紙様式第3-1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第5-5号

省エネルギー化推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村又は土地改良区等の長

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の3により提出します。

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第2-1号又は別紙様式第2-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第5-6号

省エネルギー化推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔 北海道にあつては農村振興局長
沖縄県にあつては沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の省エネルギー化推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第8の3により提出します。

記

1 施設名

2 省エネルギー化推進計画（変更）

※別紙様式第2-1号又は別紙様式第2-2号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

実績報告書（諸油脂）

番 号
年 月 日

{ 農 村 振 興 局 長
 又 は
 地 方 農 政 局 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿
 [都道府県知事]

(都道府県知事名)
 [市町村又は土地改良区等の長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア 省エネ計画に係る取組	・	千円
	・	千円
イ 施設の管理費	・	千円
	・	千円

3 対象施設（施設管理者ごとに記載）

施設名	運転時間					送水量					使用諸油脂量					R○年度からの 使用 諸油脂量 削減率	省エネルギー化・コ スト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考
	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○	R○			R○ まで	R○	R○	R○	R○		
施設管理者：																								
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL									
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL									
	時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kL	kL	kL	kL	kL									

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用諸油脂量分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用諸油脂量分かる資料等を添付すること。

実績報告書（電力）

番 号
年 月 日

{ 農 村 振 興 局 長
 又 は
 地 方 農 政 局 長
 沖 縄 総 合 事 務 局 長 } 殿
 [都道府県知事]

(都道府県知事名)
 [市町村又は土地改良区等の長名]

下記のとおり事業を実施したので、水利施設管理強化事業実施要綱第10に基づき報告します。

記

1 地区概要

都道府県名	地区名	事業実施主体名	関係市町村名	関係土地改良区名	支援金額
					千円

2 支援金の使途

使途	内容	金額
ア 省エネ計画に係る取組	・	千円
	・	千円
イ 施設の管理費	・	千円
	・	千円

3 対象施設 (施設管理者ごとに記載)

施設名	施設容量	契約区分	運転時間					送水量					使用電力量					R〇年度からの使用電力量削減率	省エネルギー化・コスト削減対策	実施期間 ○：実施 ◎：拡大・強化					取組内容	備考	
			R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇	R〇			R〇まで	R〇	R〇	R〇	R〇			
施設管理者：																											
																				%							
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh										
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh										
	kW		時間	時間	時間	時間	時間	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³	kWh	kWh	kWh	kWh	kWh										

注 当該年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。ただし、初年度分の実績報告書にあっては、前年度及び当年度の運転時間、送水量及び使用電力量が分かる資料等を添付すること。

別紙1 省エネルギー化及びコスト削減の取組メニュー

		取組メニュー	
省エネルギー化	ソフト対策	SE-1	ポンプの吐出し水位の見直し
		SE-2	ポンプの吸込み水位の見直し
		SE-3	排水機場の内水位調整
		SE-4	休止可能機器の通電停止
		SE-5	大口径ポンプの優先使用
		SE-6	無効送水の削減
		SE-7	節水による送水量の削減
		SE-8	エネルギー管理の強化
		SE-9	独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	HE-1	高効率変圧器への更新
		HE-2	電動機制御方式の見直し
		HE-3	高効率電動機への更新
		HE-4	減速機の省略
		HE-5	高効率ポンプへの更新
		HE-6	インペラ（羽根車）の改造
		HE-7	水路のパイプライン化
		HE-8	遠隔制御機器の導入
		HE-9	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		HE-10	独自取組（省エネ化）

		取組メニュー	
コスト削減	ソフト対策	SC-1	ポンプの同時運転台数の削減
		SC-2	電力契約の適正化
		SC-3	電力契約使用期間の短縮
		SC-4	独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード対策	HC-1	力率の改善
		HC-2	ピークカットのための調整施設の整備
		HC-3	再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		HC-4	独自取組（コスト削減）

注 ソフト対策の省エネルギー化のうち、SE-8「エネルギー管理の強化」は、①専門技術者による省エネルギー診断の実施、②省エネルギーのための施設の運用方法のマニュアル化、③職員の省エネルギー化に関連する資格の取得、④研修受講等の人材育成、⑤施設利用者への省エネルギー化の取組の啓発など省エネルギー化の取組の新規追加・拡大・強化・定着を図る取組、⑥電力需要の少ない時間帯の施設運転によるピーク使用量の抑制、⑦再生可能エネルギー由来の電源への切替え又はその利用拡大など電力需給の逼迫解消や再生可能エネルギーの利用推進に資する取組、⑧農業水利施設以外のエネルギー使用量削減の取組のうち2つ以上の取組を実施することとする。

別紙2 支援金の算定方法

- (1) 省エネルギー化推進型の事業実施主体に対する支援金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

支援金の額=エネルギー料金の高騰分×0.7

エネルギー料金の高騰分=当年度のエネルギー料金－指標となるエネルギー料金－従来補助金額

指標となるエネルギー料金=当年度のエネルギー料金÷高騰率

- (2) エネルギー料金とは、諸油脂費及び電力料をいう。
- (3) エネルギー料金の高騰分には、(1)の算定式により算定される諸油脂費及び電力料の単価高騰による高騰分以外の高騰分を含めることを認めるが、その場合にあつては、単価高騰による高騰以外の高騰の事実を証明する資料等を省エネ計画に添付するものとする。
- (4) 当年度のエネルギー料金とは、次のアからウまでの期間において省エネ計画に記載された施設に要することが確実に見込まれる諸油脂費（灯油、軽油及びA重油）及び電力料（基本料金及び使用電力料のうち電力量料金及び燃料費調整額）をいう。
- ア 令和6年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和6年4月
- イ 令和5年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和5年4月から令和6年3月までの間
- ウ 令和4年度に係るエネルギー料金の高騰分を算定する場合にあつては、令和4年4月から令和5年3月までの間
- (5) 従来補助金額とは、一般型又は特別型により既に補助されている金額をいう。
- (6) 高騰率は、統計調査等により別途農村振興局長が定めるものとする。
- (7) 支援金の上限額は、(1)の算定式により得られる額又は、エネルギー料金の高騰分から、エネルギー料金の高騰分に対する本事業以外の補助金等の額を減じた額のうちいずれか小さい方の額とする。